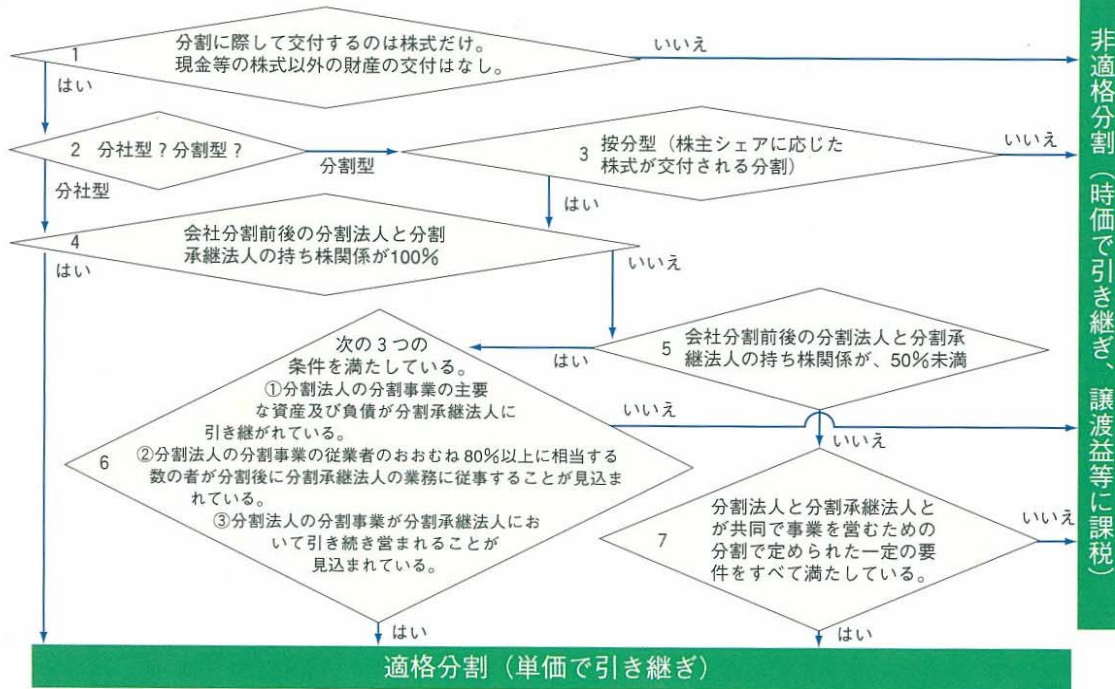


〈図3〉適格分割判定フローチャート



のとして、譲渡損益を認識するのが原則です。しかし、企業が組織の再編成（分割、合併等）を行うに際して、有償無償にかかわらず、このような場合に譲渡益課税を行うと、本来の目的である企業再編が阻害されてしまう恐れが生じてしまう場合が考えられます。

そこで、一定の要件が満たされている会社分割については、組織の再編成により資産及び負債を移転した場合、移転資産及び負債を帳簿価額で引き継ぐことにより、譲渡損益の計上の繰り延べを認めることとしていきます。これを「適格分割（税制適格組織再編）」といいます。

具体的には、図3のとおりです。なお、非適格分割となった場合は、含み益のある資産（土地や有価証券）については分割法人において資産の譲渡益が発生し、また分割法人の株主についてもみなし配当課税や譲渡益課税が生じることとなります。

会社分割のポイント

会社分割の成否は、分割による税負担の有無だけでなく、その分割の方法及びメリット・デメリットを十分理解したうえで、決定することがポイントです。そのためには、十分な時間をかけた打ち合わせが必要です。実際に会社分割を終了するまでにかかる期間は、最短でも二カ月は必要と思われるます。

お知らせ

◆第八回渋沢栄一賞 募集

○対象者：渋沢栄一精神を受け継ぐような企業活動と社会貢献を行っている、地域に根ざした企業の経営者として。

*地方公共団体や、商工経済団体、社会福祉団体など関係団体からの推薦とします（自薦不可）。

○応募方法：推薦に当たっては、渋沢栄一賞推薦書に記入のうえ、必要な書類を添付し、応募先まで郵便またはEメールで送付してください。様式はホームページアドレスからダウンロードすることもできます。

http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BP00shisawa/index.htm

○関係団体の例：①商工会、商工会議所などの商工関係団体 ②経営者協会などの経済関係団体 ③社会福祉協議会などの福祉関係団体 ④日本赤十字社などの医療関係団体 など

○選考方法：渋沢栄一賞選考委員会での審査を経て、埼玉県知事が決定します。

○応募締切、発表：平成十九年十月十日（木）平成二十年一月に発表し、二月に表彰を行います。

○応募先
埼玉県総合政策部 文化振興課 渋沢栄一賞担当
〒311-0191
埼玉県さいたま市浦和区高砂三二一五一

TEL：048-830-2887
FAX：048-830-4751
Eメール：2875-01@pref.saitama.lg.jp

◆平成十九年中小企業実態基本調査にご協力ください

- 調査実施主体：経済産業省中小企業庁
- 調査の目的：中小企業の財務情報、経営情報、設備投資動向等を把握するための調査
- 調査の範囲：中小企業基本法で定義する中小企業
- 調査の方法：全国の中小企業（個人企業を含む）約10万6000社を無作為に抽出
- 郵送調査（中小企業庁「送付」）↓調査対象「記入・返送」↓中小企業庁

○調査実施時期

- ①調査票配布：平成十九年八月十七日
- ②回答期限：平成十九年九月十八日
- 問い合わせ先：「中小企業実態基本調査」事務局
TEL：011-2343-2639

※中小企業庁ホームページ
http://www.chushoumei.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm